

重要なお知らせ

令和3年8月から負担限度額認定の制度が変わります！

制度改正に伴い、「介護保険負担限度額認定」を受けることができる要件、及び食費にかかる利用者負担限度額が変更となります。なお、要件が変更されたことにより負担限度額認定が対象外となる場合があります。

問い合わせ▼高齢福祉課介護保険室 電話 029-282-1711（内線 1162・1163）

変更点① 要件の改正

- 利用者負担第3段階が「第3段階①」と「第3段階②」に細分化され、所得要件が見直されました。
- 預貯金等の資産要件について、一律 1,000 万円（夫婦の場合 2,000 万円）以下から、本人の負担能力に応じた金額に変更します。

令和3年7月31日まで

利用者負担段階	所得要件 (対象となる収入状況)		資産要件 (預貯金等の合計額)
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金※の受給者 ※老齢福祉年金の受給者は、大正5年4月1日までに生まれた方です。 ・生活保護受給者の方		夫婦：2,000万円以下 単身：1,000万円以下
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の前年 1/1～12/31 までの合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金等）収入額の合計が年額で 80 万円以下	
第3段階		本人の前年 1/1～12/31 までの合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金等）収入額の合計が年額で 80 万円以上	



令和3年8月1日から

利用者負担段階	所得要件 (対象となる収入状況)		資産要件 (預貯金等の合計額)
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金※の受給者 ※老齢福祉年金の受給者は、大正5年4月1日までに生まれた方です。 ・生活保護受給者の方		夫婦：2,000万円以下 単身：1,000万円以下
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の前年 1/1～12/31 までの合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金等）収入額の合計が年額で 80 万円以下	夫婦：1,650万円以下 単身：650万円以下
第3段階①		本人の前年 1/1～12/31 までの合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金等）収入額の合計が年額で 80万円超 120万円以下	夫婦：1,550万円以下 単身：550万円以下
第3段階②		本人の前年 1/1～12/31 までの合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金等）収入額の合計が年額で 120万円超	夫婦：1,500万円以下 単身：500万円以下

※上記要件に該当しない方は、負担限度額認定の対象外です。

変更点② 食費にかかる自己負担限度額

●施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

令和3年7月31日まで

		負担限度額 ※【 】は短期入所（ショートステイ）の場合		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費		300円 【300円】	390円 【390円】	650円 【650円】
居住費	ユニット型個室	820円	820円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	490円	490円	1,310円
	従来型個室（特養等※1）	320円	420円	820円
	従来型個室（老健・療養等※2）	490円	490円	1,310円
	多床室	0円	370円	370円

※1 特養等…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム

※2 老健・療養等…老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

令和3年8月1日から

		負担限度額 ※【 】は短期入所（ショートステイ）の場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	490円	490円	1,310円	1,310円
	従来型個室（特養等）	320円	420円	820円	820円
	従来型個室（老健・療養等）	490円	490円	1,310円	1,310円
	多床室	0円	370円	370円	370円

<補足> 資産要件の対象となる資産の例

資産項目	審査	提出が必要なもの
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（以下①②の両方を提出） ① 銀行名や口座番号、名義等が分かるページ ② 最終残高（直近2ヵ月以内）が記載されたページ ※通帳を紛失している場合、口座名義を確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可。
有価証券（株式・国債など）	対象	証券会社や銀行等の口座名義等と残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座名義等と最終残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（いわゆるタンス預金）	対象	申請書にその金額を記入
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	負債金額が確認できる借用証書等の写し ※負債額は預貯金額等から差し引くことができます。